

14 農林水産省 特区第12次 再々検討要請回答

管理コード	100080	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	地域の活性化を図るため、地域を限った大学獣医学部の設置の許可		
提案主体名	今治市、愛媛県		

規制の所管・関係省庁	文部科学省、農林水産省
根拠法令等	なし
制度の現状	提案内容について、当省が所掌する規制はない。

求める措置の具体的な内容
平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由
(具体的事業の実施内容) 都市再生機構が行う今治新都市開発整備事業により整備した高次都市機能用地に、学校法人加計学園が、大学獣医学部を設置し、若者の流出により厳しさを増す地方都市に若者を呼び、大学を核として市域への食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することで地域再生を果たしたい。
(提案理由) 今治市、都市再生機構及び愛媛県は、3者で大学誘致に努めてきたが、大学立地は地の利(都市の利便や若者の人気)にその成否が左右されるといわれる中で不調に終わり、進学等に伴う若者の流出や人口減少により都市の活力の低下が続いている。こうした中で、現在、文部科学省が定員増を規制している獣医学部の設置を今治市において認めて頂ければ特区が地の利となって地域再生を図ることが可能になる。獣医学部(科)は、これまで約40年間新設されておらず、全国930人の定員の内、西日本には国公立大学の165人しか定員がなく、四国には1つも獣医学部がない。農林水産省が本年5月に公表した「獣医師の需給に関する検討会報告書」でも四国は産業系、小動物系とも将来の需要に対する供給が不足するとされている。このため、今治市において、新興の動物の伝染病や人獣共通の感染症に対応でき、また魚病学の研究を深めるなど先端的かつ特色のある人材養成を行いたい。懸念されている定員増に伴う獣医師の質の低下についても全国的な規制緩和ではなく特区での限定的な定員増であればあまり影響はないものと考えられる。今治市及び愛媛県は、大学誘致と大学を核とする企業誘致で地域再生を図り、将来の四国地域における獣医師の需給緩和に寄与する特区を提案する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	
提案内容について、当省が所掌する規制はない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。				
提案主体からの意見				
提案に対し、「所掌する規制はない」という回答をいただいたが、農林水産省から文部科学省に対して、定員抑制を要請しているということはないのか。また、そういう要請を行っていないのであれば、文部科学省が本提案を認める判断をすることになつても、農林水産省としては何ら支障がないものと理解してよいのかご回答いただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	
農林水産省は、「獣医師の需給に関する検討会報告書」など獣医師の需給の状況等を文部科学省に提供してきたところである。獣医関係学部・学科の入学定員については、文部科学省が、これらも踏まえながら、関係各方面と調整し、判断するものである。				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右提案者意見を踏まえ再度回答されたい。				
提案主体からの再意見				
文部科学省から「獣医関係学部・学科の入学定員に係る規制について、農林水産省を含む関係方面とも連携し、獣医師確保の観点や獣医学教育の国際的水準の確保等の観点も踏まえつつ、慎重に検討していく」との回答をいただいたが、農林水産省は、文部科学省の検討にどのような形で参画するのか。				
併せて、本提案が認められた場合の弊害があれば、具体的に列挙してお示しいただきたい。				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—
農林水産省としては、所掌する規制はないが、文部科学省の検討に対して、必要に応じて獣医師の需給状況等の資料の提供等行っていく。				
また、本提案については、関係各方面との調整のうえ、文部科学省が判断するものである。				